

8月号

# おおもり青色便り

No.0645

一般社団法人 大森青色申告会

令和元年 8.1

## 新規入会者個別相談会 並びに 消費税個別相談会 開催のご案内

予約制：ホームページの予約システム又は、お電話(3771-8859)にて事前にご予約ください。

受付期間：令和元年8月1日(木)～同年8月9日(金) ※土曜日曜は除く

予約時間：午前9時、10時、11時 午後1時、2時、3時

所要時間：約30分～1時間程度(ご相談の内容によって変動します)

対象となる方	ご持参していただくもの
平成30年、平成31年(令和元年)に 新しく入会された方	①平成30年分所得税の確定申告書、決算書の控え ※新規開業の方は除く ②すでに記帳されている方は帳簿(ノートPC可) ③請求書、領収書などの取引がわかるもの ④その他 必要と思われるもの
平成30年分の課税売上金額が 1,000万円を超えた方	①平成28年、29年、30年の所得税の確定申告書と 決算書の控え ②事業主のマイナンバーの番号が分かるもの ③印鑑(朱肉を使う確認印で結構です)
平成30年分の課税売上金額が 1,000万円を下回った方	※ 税務署への届出書の提出が必要となりますので 必ずご来所ください。

## ~~~~~当会総会開催にあたりお願いとお知らせ~~~~~

令和元年8月26日(月)に第8回定時総会を開催するに伴い、7月上旬に会員の皆様に往復はがきにて総会案内をお送りしております。既に、返信をいただいた会員の皆様ご協力ありがとうございました。まだ返信をいただいている会員の方で、出席の場合は返信はがきに出席の旨と会員名をご記入いただき投函して下さい。欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所氏名をご記入いただき押印の上、早急にご返送ください。

定足数が足りない場合には総会が成立しませんので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ご返信いただいている方には、支部役員又は、職員がお電話もしくは直接お伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

「消費税軽減税率制度説明会開催のお知らせ」  
是非、ご参加ください!!

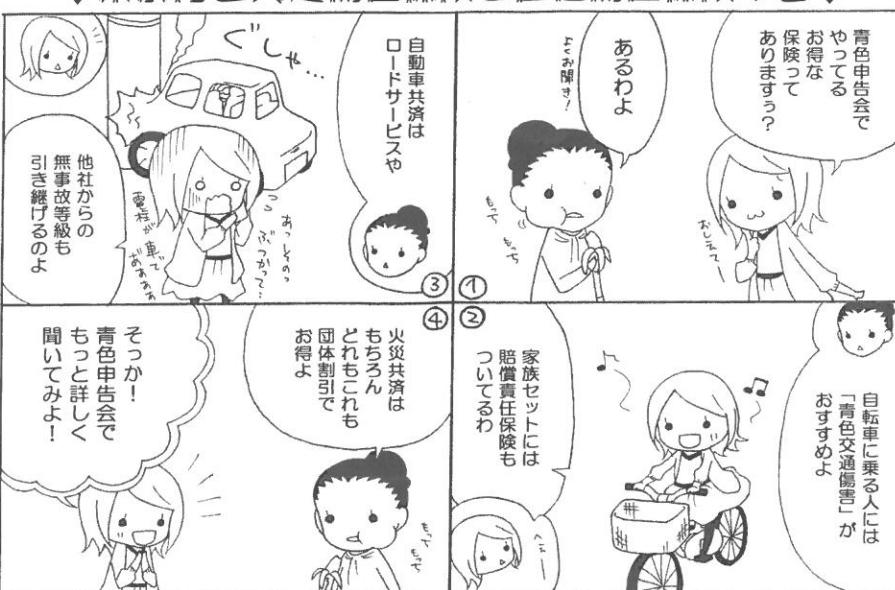
日時：令和元年9月13日(金) 15:00～16:00

場所：Luz大森4階(入新井研修所) 大田区大森北1-10-14

連絡先：大森税務署 法人課税第1部門(03-3755-2111(代表))

※説明会場に駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。

## ↓東京青色交通傷害保険と各種傷害保険の巻↓



東京青色交通傷害保険

詳細は同封の  
チラシをご覧下さい

交通事故によるケガでの通院、入院や手術、交通事故で死亡・後遺傷害なども保障される保険です。

★年齢制限などの加入条件がないため、どなたでもご加入いただけます

★個人型(最大10口)と家族型(最大3口)の2種類の加入タイプから選択できます

★申込期間：～令和元年9月6日午後4時まで

★★ご加入をご希望の方は、上記申込期間内に年間分の掛金と同封のチラシに必要事項をご記入の上、事務局まで御来所ください。

★★既にご加入されていらっしゃる会員の方には更新についてご案内を送付しておりますので、ご確認の上、年間分の掛金をご持参になり更新手続きをお願いいたします。

## JAL 機体工場見学会開催しました

令和元年6月22日(土)に羽田にあるJALの機体工場見学会を開催しました。今回ご家族で参加してくださった会員さんもいらっしゃり、約1時間半にわたる機体工場見学、その後懇親会と短時間ではありましたが、楽しい時間を過ごすことができました。

ご参加いただいた皆様お疲れ様でした。

今回の見学会には、多数のお申込をいただきましたが、すぐに定員数に達してしまったためお断りをさせていただいた方もいらっしゃいました。今回いただきましたご意見を基に、次回も会員の皆様に多数ご参加いただける企画を立てて参りますので、ご参加よろしくお願ひいたします！



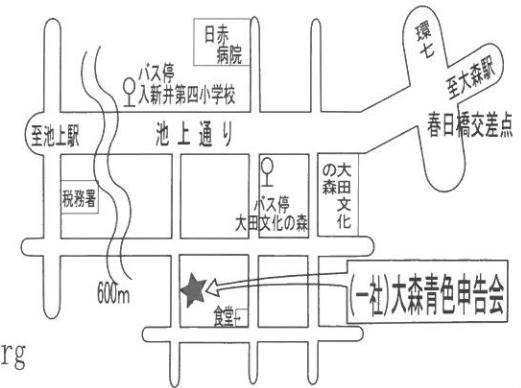
## 夏季休暇のお知らせ

9月17日(火)～19日(木)の3日間は、大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願ひいたします。



## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL:03(3771)8859  
FAX:03(3773)6388  
Eメール: aoiro-o@nifty.com  
URL: http://www.oomori-aoiro.org



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

無料法律相談日  
8月8日(木)

保険の相談  
ご希望の方は事務局まで

## (1)住宅ローン控除の拡充

●消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長されます。

※改正前：10年間⇒改正後13年間

●11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されました。

具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

① 建物購入価格の2/3%

② 住宅ローン年末残高の1%

⇒3年間で消費税増額分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で減税を行います。ただし

ローン残高が少ない場合は、これまでどおり住宅ローン年末残高に応じて減税します。

※2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用します。

(注1) 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4000万円、認定住宅の場合5000万円（改正前の制度と同水準）。

(注2) 入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額（所得税の課税総額所得金額等の7%（最高13.65万円）の範囲で個人住民税額から控除、なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん）。

(注3) 入居1～10年目は改正前の制度と同様の税額控除。

## (2)個人事業者の事業承継税制の創設

新たな個人事業者の事業承継税制が、10年間の时限措置として創設されました。（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）※2019年1月1日から2028年12月31日までの相続又は贈与について適用されます。（2024年3月31日までの間に事業承継計画を都道府県に提出した場合に限ります）

## 【制度の概要】

●事業用の宅地、建物、その他の一定の減価償却資産※について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税の納付が猶予されます。

※建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等。

・事業用宅地の面積上限(400m<sup>2</sup>)と事業用建物の床面積上限(800m<sup>2</sup>)

・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付

●相続時・生前贈与時いずれにも適用可能です。

## ●事業等の継続要件

・相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件が設けられました。

・個人事業者の特性も考慮した緩和措置が設けられました。

※正規の簿記の原則により青色申告を行っている事業者とその後継者である事が対象となります。

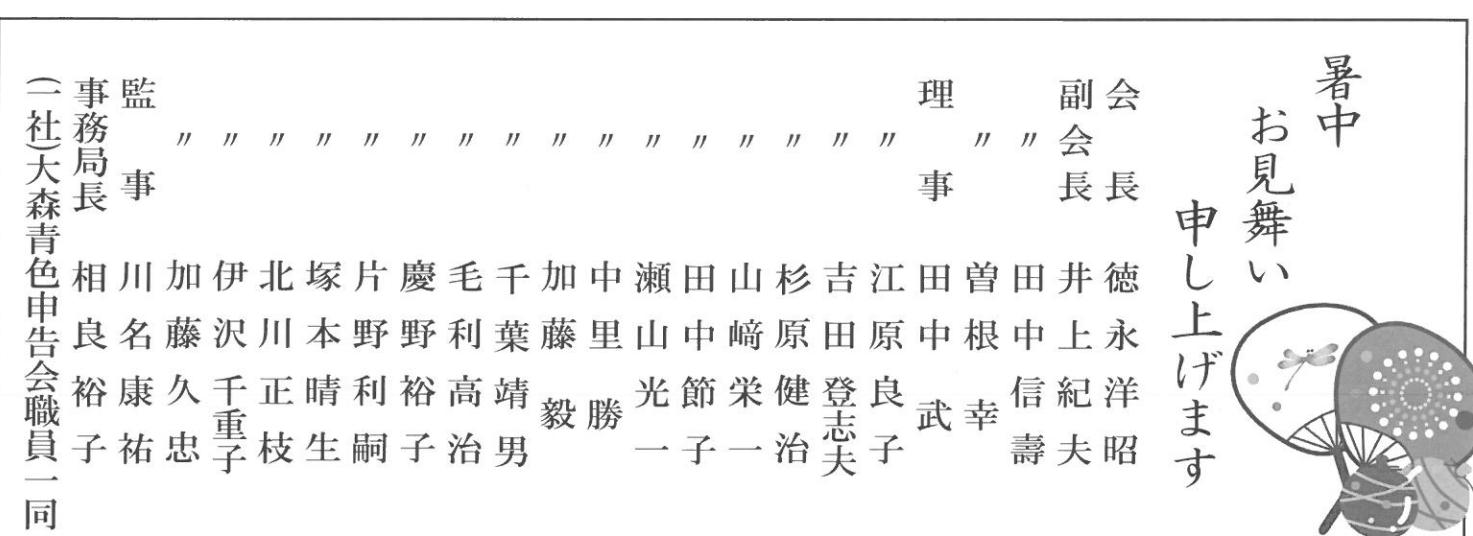
貸付事業（アパート、駐車場等）は、本措置の対象外となります。

## (3)事業用の小規模宅地特例の見直し

相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外されます。

ただし、当該宅地に該当する場合であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、本特例の適用対象となります。

以上の件に関するお問い合わせは、大森税務署代表 3755-2111、又はお住まいの管轄税務署へ



令和元年7月10日付けで以下のとおり異動がありました

役 職	新		旧	
	氏 名	前任地	氏 名	赴任地
署 長	谷口 哲也	国税局 調査三部	宮崎 憲司	退 官
副 署 長	木村 喜之	留 任	――	――
個人1 統括官	滑川 輝隆	留 任	――	――
個人1 指導上席	長崎 和重	四谷署 個人2上席	谷口 英治	木更津署 個人1 審理指導上席

## ★8月は個人事業税第1期分の納期です

令和元年9月2日（月）までに、お手元の納税通知書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。詳細はHPまたは下記問い合わせ先へ

問い合わせ先：所管都税事務所の個人事業税班（品川都税事務所 03-3774-6666）

## ★小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します

一企画における非住宅用地の面積が400m<sup>2</sup>以下であるもののうち200m<sup>2</sup>までの部分について、固定資産税・都市計画税の2割を減免します（個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る）。減免を受けるためには、申請が必要です。

※未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに減免手続きのご案内を送付しております。

問い合わせ先：土地が所在する区にある都税事務所（大田都税事務所 03-3733-2411）

## マル経融資のご案内

◎ 小企業等経営改善資金 融資対象	◎ 大田区から補助されます。 融資限度額 返済期間 支払った利息の三十%を三年間 （この融資限度額・返済期間の取扱は 二〇二〇年三月三十一日の日本政 策金融公庫受付分までです）	◎ 担保・保証人不要
* 従業員二十人以下（宿泊業・ 娯楽業を除く商業サービス業 五人以下の法人、個人事業 主の方）	年利 一、二一% (七月一日現在)	設備資金 七年以内 十年以内

○ご相談・お申し込みは 東京商工会議所大田支部  
大田区南蒲田一丁目二十ー二十  
電話（三七三四）一六二二  
○窓口専門相談をご利用下さい。  
\* 法律相談・税務相談労務相談  
（予約制・無料）  
\* 本相談は、経営に関する相談  
に限定しております。  
\* 会員・非会員の方問わざる利  
用できます。

安心して借りられる  
国の融資制度です